



お取引先様

グリーン調達ガイドライン
Ver. 14.01

Dynabook 株式会社

目次

1. 環境基本方針.....	2
2. グリーン調達目的	3
3. 適用範囲.....	3
4. お取引先様へのお願い事項	3
5. 環境関連物質管理.....	4
5.1 お取引先様への要求事項方針	4
5.2 購入仕様.....	4
5.3 「環境関連物質使用／不使用宣言書」の提出.....	4
5.4 物質インベントリ情報の提出	4
5.5 お取引先様側で実施した含有分析試験データの提出	4
5.6 設計変更通知、工程変更通知、および対応する実施項目の再実施	4
5.7 お取引先様監査	5

1. 環境基本方針

当社では環境基本理念のもと、企業行動憲章及び行動規範に定められた環境への取り組み方針に沿って、事業活動のあらゆる側面において、環境負荷を低減させる活動を進めます。

【環境基本理念】

当社グループは、『誠意と創意で、新しい価値を提供し、社会の発展に貢献する』という経営理念のもと、P C・タブレット、およびシステムソリューションの開発設計・生産・販売を行う企業として、環境に配慮した、商品・サービスの開発および事業活動を推進します。

地球環境保全への取り組みは企業および個人の活動にとって必須条件であることを認識し、すべての環境法規制や地域協定を遵守するとともに、豊かな価値の創造と地球との共生を図り、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指した環境活動によって、持続可能な社会の実現に貢献します。

【企業行動憲章】

地球環境保全への貢献

地球環境保全のための独自技術の開発を強化するとともに、環境に配慮した企業活動を行い、地球環境保全への一層の貢献に努めます。

【行動規範】

1. 環境保全のために

- (1) 地球環境保全への取り組みは企業および個人の活動にとって必須条件であることを認識し、すべての環境法規制や地域協定を遵守するとともに、自主的に、資源の有効活用、省資源、省エネルギー化に努めます。
- (2) 地球温暖化防止に貢献するために、あらゆる事業活動において、積極的に温暖化ガス削減に取り組みます。
- (3) 地球規模での環境問題への対応の視点から、エネルギーや環境保全技術等の各国グループ会社での共有・実用化を推進し、環境負荷削減に貢献するよう努めます。
- (4) 多様な生物の共存する生態系が保たれることが、企業および個人の活動にとって豊かな生活環境をもたらすと認識し、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に積極的に取り組みます。
- (5) 地域住民、その他のステークホルダーとのコミュニケーションの活性化を図るために、国際的な視点での環境情報の入手と社内報告に努め、地域社会およびステークホルダーに対し、積極的な情報開示に取り組みます。

2. 環境に配慮した、商品・サービスの開発および事業活動のために

- (1) 環境基本方針に基づく施策推進に必要な社内システムおよび取り組みの重要性を理解するとともに、社内ルールを遵守します。
- (2) エネルギー、水、鉱物等の天然資源の消費の最少化に向けて、商品の小型軽量化・長寿命化・再生材料の活用、および商品の省エネルギーを図る商品・サービスの開発に積極的に取り組みます。
- (3) 環境破壊や健康に悪影響を及ぼす恐れのある有害物質に関する情報収集に努め、商品・サービスにおいて、これらの有害物質を原則として使用しません。
- (4) 製造や研究等に使用する化学物質については、法規制またはそれ以上の基準をもって、消費を抑えるとともに、適正な使用と管理を行います。
- (5) リサイクルに配慮した分離・分解性の高い商品設計・構造とすることを基本とし、再資源化が容易な材料をできる限り使用します。
- (6) 事業活動に必要な資源(設備、原材料、副資材、器具等)については、地球環境や地域住民、従業員への影響が少ないものを選択し、調達するよう努めます。
- (7) 廃棄物が貴重な資源であることを理解するとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の最大限の実施と、最終処分量の最少化に積極的に取り組みます。

2. グリーン調達目的

Dynabook 株式会社は、「企業行動憲章」、「行動規範」に基づき、事業活動のあらゆる側面において環境負荷を低減させる活動を推進しています。

全ての調達品に関し、環境保全を積極的に推進しているお取引先様からの調達を推進しており、本グリーン調達ガイドラインでは、製品を構成する部品、材料、ユニット、製品、副資材などについて、環境負荷の小さい納入品の調達を行うことを規定し、地球環境保全・循環型社会の構築に貢献致します。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、当社が調達・購入する全ての製品を納入していただいているお取引先様を対象とします。ここでいう製品とは、右に示す通りです。

なお、当社が、支給した部品・材料による組み立て、及び材料の加工等のみを委託しているお取引先様も対象となります。

当社が調達・購入する全ての製品

- (1) 直接材：当社製品へ組み込まれる部品及び原材料
- (2) 完成品：当社が購入し、お客様に納入する完成品
- (3) 半完成品：当社製品へ組み込まれる半完成品
- (4) 包装材：当社製品を梱包する包装材料
- (5) 間接材：製造工程で使用される薬品・ガス等の補助材料
- (6) その他：設備及びその消耗部材等

4. お取引先様へのお願い事項

・お取引先様での環境保全の推進

お取引先様の積極的な環境保全への取り組みをお願いします。当社は、調達にあたって、環境保全への積極的な取り組みを実施されている会社とのお取引を優先します。

お取引先様における環境保全の取り組みとしては、下記のような活動を想定しています。

- (1) 環境方針の設定
- (2) 環境保全システムの整備
- (3) 教育や実施確認の仕組み

この活動の中で、省エネルギー、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、植林などの生物多様性保全の推進をお願い致します。

また、環境保全推進のため以下の認証取得を要請致します。

認証を取得されましたら認証書の提供をお願い致します。

- (1) ISO14001 (環境マネジメントシステム: EMS)
- (2) ISO45001 (労働安全衛生マネジメントシステム: OHSMS)
- (3) ISO50001 (エネルギーマネジメントシステム: EnMS)

お取引先様における取り組み状況の把握のため、下記のような調査を実施させていただきます。ご協力をお願い致します。

- (1) 取り組み状況の書類調査
- (2) 取り組み状況の現地調査

5. 環境関連物質管理

当社は、地球環境全般に環境影響を及ぼすおそれのある物質を環境管理物質として管理しています。当社の環境関連物質管理の要求事項を満たすため、下記に示す全ての項目を実施します。

5.1 お取引先様への要求事項方針

製品を納入いただく全てのお取引先様に、「グリーン調達ガイドライン」を提供しますので、遵守をお願いします。全てのお取引先様には、契約締結時およびグリーン調達ガイドライン改訂時に「グリーン調達ガイドラインへの取り組みに関する誓約書」に署名して頂き、グリーン調達ガイドラインの内容を遵守することを確認させていただきます。誓約書の提出依頼は、当社担当部門より行います。

なお、「グリーン調達ガイドライン」の最新版は、当社の以下ウェブサイトでご確認いただけます。

<https://dynabook.com/pc/env/green/index.html>

5.2 購入仕様

部品・材料の購入仕様は「グリーン調達ガイドライン」への適合を含みます。

5.3 「環境関連物質使用／不使用宣言書」の提出

お取引先様より納入いただく全ての製品に環境関連物質が含有されていないことを確認させていただくため、全てのお取引先様に、「環境関連物質使用／不使用宣言書」を提出頂きます。

「環境関連物質使用／不使用宣言書」は、新たに製品が採用されるとき、及び製品の材料やプロセスが変更される場合に、当社担当部門より提出を依頼します。「環境関連物質使用／不使用宣言書」の改定時は、再度、提出を依頼させていただきます。

5.4 物質インベントリ情報の提出

含有状況を調査するため、当社に納入いただく製品において重量比 0.1%以上含有する物質のインベントリ情報を提出頂きます。調査は少なくとも年に 1 回、担当部門より依頼します。当社の「含有物質インベントリ調査フォーマット」に回答をご記入頂き、提出をお願いします。

5.5 お取引先様側で実施した含有分析試験データの提出

環境関連物質の不含有について、「環境関連物質使用／不使用宣言書」の記載内容に相違ないことを確認するため、お取引先様側で実施した、含有分析試験データをご提出ください。

含有分析データの提出は、当社担当部門より依頼します。

5.6 設計変更通知、工程変更通知、および対応する実施項目の再実施

設計や工程を変更する場合は、お取引先様から変更通知をご提出ください。

変更の都度、変更通知受領後に内容に応じて、上記 5.1 から 5.5 の必要な項目を依頼させていただきます。

5.7 お取引先様監査

お取引先様での環境関連物質の管理状況を把握するため、提出文書での確認、あるいは現地監査による監査を実施させていただきます。以下の2つがあります。

(1) グリーン監査

当社担当部門が、新規お取引先様の採用時、および定期的（年1回）に実施します。監査用の質問表に回答頂きます。文書による審査の結果、実際に現地での確認が必要と判断された場合は現地監査を実施します。

(2) CSR 管理評価

CSR 関連項目の管理体制や運用状況を評価する監査で、環境関連物質管理を含めて実施します。CSR 管理評価は、当社担当部門が、新規お取引先様の採用時、および定期的（年1回）に実施します。CSR 管理評価では、お取引先様に監査用の質問票に回答頂きます。

文書による審査の結果、実際に現地での確認が必要と判断された場合は現地監査を実施します。

グリーン調達ガイドライン



Dynabook 株式会社

発行： 2011 年 1 月(初版)
2025 年 10 月(Ver. 14.01)